

# 宇部市移動支援事業のガイドライン

令和7年10月

宇部市障害福祉課

## 1.宇部市移動支援事業とは

屋外での移動に困難がある障害者又は障害児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行うことにより、地域で自立生活及び社会生活を促すことを目的とした事業です。

## 2.ご利用できる方

宇部市が援護の実施者となる在宅（※１）の障害者（児）で、次のいずれかに該当する方とします。

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方で、全身性障害（※２）のある方
- ② 療育手帳をお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、自立支援医療受給者証（精神通院）や医師の診断書により、精神障害者であることが認められる方
- ④ 障害児
- ⑤ その他屋外での移動が困難であると市長が認めた方（※３）

ただし、いずれの場合であっても、施設に入所している方や、重度訪問介護サービス、行動援護サービス、同行援護サービスを利用している方は、それぞれのサービスが優先されますので、移動支援を併せて利用することはできません。なお、本市の障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で、利用を希望される場合はご相談ください。

### ※１ 在宅について

グループホームの入居者についても、在宅居住者と同様に移動支援サービスの利用は可能です。ただし、施設の行事においてサービスを利用することはできません。なお、ここでのグループホーム入居者とは、宇部市が障害福祉サービスの支給決定を行っている方を対象とします。（※令和７年１０月１日より他市町村の支給決定によりグループホームに入所している方の利用申請はできません。）また、有料老人ホーム（在宅型及び介護付有料老人ホーム）においても、利用は可能です。ただし、介護保険サービス施設（特別養護老人ホーム等）においては、介護保険制度が優先されるため、利用できません。

### ※２ 全身性障害とは

両上肢及び両下肢のいずれも重度障害（１～２級）を有する又は両上肢及び体幹機能のいずれも重度障害（１～２級）を有する障害が認められる肢体不自由１級（総合等級）のことです。（定義は障害保健福祉主管課長会議資料（平成１２年３月６日）より）

### ※３ 屋外での移動が困難であると市長が認めた方について

調査票等で１人での外出が困難（不安・妄想がある。公共交通機関等の利用に係る手続きを１人で行うことが困難等）であるため、屋外での移動に常時支援を要することが認められる方。

### 3.サービスの内容

移動支援事業は、障害のために、屋外での移動に支援が必要な障害者及び障害児に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出をする際に必要となる移動の支援で、1日の範囲内で終えるものを対象とします。

#### 【対象となる外出】

##### ○ 社会生活上必要不可欠な外出

- ・ 市役所など公的機関等への外出

介護給付で対応できない場合の市役所などの公的機関や金融機関における諸手続きや利用等に係る移動介助については、移動支援事業で認められます。

※ 児童の場合は、基本的に保護者が行う事柄であることから、事業の対象となりません。

- ・ 公的行事への外出

自治会等の行事への参加や障害者団体等の会合参加に伴う付き添い。

- ・ 社会生活一般で考えられる外出

冠婚葬祭への出席やお見舞いへの付き添い。

※ 児童については、事業の対象となりません。

- ・ 今後の生活において必要な手続きであり、目標達成後の継続性のないもの

学校や施設の見学や利用の手続き、入学手続き、会社の説明会等は移動支援事業で認められます。ただし、施設の見学にあっては、基本的に居宅介護（通院等介助）で対応します。

※ 児童の場合は、基本的に保護者が行う事柄であることから、事業の対象となりません。

## ○ 生活必需品の買物への外出

- ・ 食料品・衣類・雑貨・本等の生活必需品の買い物。

※ 未就学児の場合、児童単独で行うことが日常生活において必要不可欠とは判断し難いことから対象外とします。ただし、家族等と一緒に買い物へ外出する場合において、本人の障害状況により、家族のみでは介助が行えない場合や、介助する家族等の障害等により移動時の介助ができない場合については、未就学児等であっても、移動支援の利用が可能です。

## ○ 余暇活動等のための外出

- ・ 自己啓発や教養を高める外出

講演会や美術館など趣味的要素のものを含め、自分自身の教養を高めたり、見聞を広げることを目的とするものへの付き添い。

※ 通年かつ長期にわたるものは対象外とします。

- ・ 体力増強や健康増進を図るもの

トレーニングジムやプール等、施設や器具等を利用して運動することで健康の維持を図ったり、体力の増強を図るなど、身体を動かすことを目的とするものは認められます。

※ 通年かつ長期にわたるものは対象外とします。

- ・ 生活の内容・質の充実、向上を高めるもの

レクリエーション、映画鑑賞、観劇、コンサート等は認められます。

※ 未就学児の場合、児童単独での外出が一般的とは判断し難いことから対象外とします。なお、映画館等、入場年齢制限があり、その年齢に達していない場合には、就学児であっても対象外とします。

ただし、家族等と一緒に外出する場合において、本人の障害状況により、家族のみでは介助が行えない場合や、介助する家族等の障害等により移動時の介助ができない場合については、未就学児等であっても、移動支援の利用が可能です。

## 【対象とならない外出】

### ○ 通勤、営業活動などの経済活動を目的とした外出

会社勤務への同行、会社の出張への同行、謝金を伴う講演会等の講師に係る外出への移動支援は認められません。

### ○ 通学、施設への通所等の通年かつ長期にわたる外出

特別支援学校などへの通学は、原則として所定の手段（保護者による送迎やスクールバスの利用など）による送迎が前提です。また、施設への通所（短期入所の利用を含む）は、施設による送迎サービスをご利用ください。

※通年とは、1年を通じて定期的に外出支援が必要な場合です。

※長期とは、概ね3ヶ月を超える期間を継続する場合です。

### ○ 医療機関等への通院のための外出

医療機関等への通院に係るものは、基本的に居宅介護（通院等介助）が優先となります。

### ○ 社会通念上、公的な支援として適当ではない外出

- ・ 布教活動や勧誘等の活動は対象外とします。ただし、地域の祭り等への参加など一般的に行われる行事（初詣、法事、クリスマスイベント等）への参加に関する移動支援は対象となります。
- ・ 政治活動に係る移動支援は対象外となります。ただし、投票の参考のための演説会への参加、参政権に係る投票所への移動支援は対象となります。
- ・ 競輪場、競馬場、競艇場、パチンコ店、居酒屋などの飲酒を目的とした場所への外出は対象外とします。

### ○ その他市長が支援の対象でないと認める外出

- ・ カラオケボックス部屋内での支援（カラオケボックスまでの移動支援は可）

## 【通学における緊急の場合・やむを得ない場合の特例】

次の要件に当てはまる場合は、前ページの「対象とならない外出」であっても、通学の送迎にあたり、移動支援を利用することができます。

### ○ 対象者

次の要件のいずれかに当てはまる者であって、他の者による支援を受けることができない者

- 1 保護者による送迎が困難な方のうち、介護者がケガや病気・出産等の理由により一時的に付き添えない場合
- 2 自力での通学を目指す者

### ○ 利用できる外出

- ・ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（幼稚部を除く）への通学

### ○ 利用できる期間

最長3ヶ月までです。

### ○ 利用できる時間数

1については現行の決定時間数のうち、必要とされる時間数です。  
（7ページ「⑤支給決定量」参照）

2については、下記のとおり対象者と利用時間数が限られます。

- |                                            |   |        |
|--------------------------------------------|---|--------|
| ・ 肢体不自由（脳原移動、脳原上肢）1級                       | } | 10時間／月 |
| ・ 療育A、かつ、「行動障害及び精神症状」6項目のうち、「ときどきある」が1項目以上 |   |        |
| ・ 療育B、かつ、「行動障害及び精神症状」6項目のうち、「ある」が1項目以上     |   |        |
| ・ 療育A                                      | } | 5時間／月  |
| ・ 療育B、かつ、「行動障害及び精神症状」6項目のうち、「ときどきある」が1項目以上 |   |        |

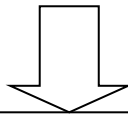
※ 地域生活支援給付の障害支援区分認定調査項目と自立支援給付の障害支援区分認定調査項目の関連表より判定

#### 4.移動支援を利用するには

移動支援事業を利用するためには、事前に下記のような手続きが必要となります。

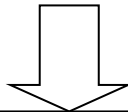
##### ① 相談・申請

まずは、障害福祉課へご相談ください。そのうえで移動支援事業が必要な場合は、利用の申請を行ってください。



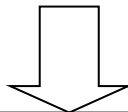
##### ② 調査

障害福祉課の調査員が日程調整したうえでご本人や保護者の方等とお会いし、障害状況や身の回りの環境などについて調査をします。



##### ③ 決定・通知

調査をもとに、利用できる時間数や利用者負担上限月額が決定され、「地域生活支援事業受給者証」が交付されます。



##### ④ 移動支援事業の利用開始

「地域生活支援事業受給者証」を移動支援指定事業者に提示して契約のうえ、移動支援事業を利用します。利用の際に利用者負担（原則1割※例外あり）を支払います。

※利用者負担については10ページをご参照ください。

※事業所によっては利用者負担以外に実費負担がかかる場合があります。

## ① 申請に必要なとなる書類

- ・ 1 ページ 2 の①～④等に該当する障害者手帳等
- ・ 地域生活支援給付費（新規・更新・変更・追加）利用申請書（障害福祉課にあります。）

なお、1 月 1 日において宇部市以外に住民票があった方は、その市町村が発行する所得課税証明書の提出をお願いすることがあります。

## ② 申請から決定までの期間

決定にあたり、本人の障害の程度や身の回りの状況について障害福祉課の調査員が調査を行います。そのため、約 1 ヶ月半～2 ヶ月程度の期間が必要となります。

## ③ ご自身で申請が困難な方へ

ご自身での申請が困難な方は、保護者や親族の方など代理の方による申請が可能です。

また、利用を予定している事業所の職員や相談支援員の申請でも可能です。

## ④ 利用できる事業所

宇部市が指定をした事業所です。移動支援事業の利用にあたっては、事業所と利用契約を結んでください。

## ⑤ 支給決定量

支給量は申請者の申請に基づき、次のとおり 60 時間以内で必要であると認める時間数を支給します。

ただし、緊急の場合、この限りではありません。

- |                 |             |     |
|-----------------|-------------|-----|
| ・ 社会生活上必要不可欠な外出 | ・・・ 20 時間／月 | } ※ |
| ・ 生活必需品の買物への外出  | ・・・ 20 時間／月 |     |
| ・ 余暇活動等のための外出   | ・・・ 20 時間／月 |     |

（対象となる障害児の通学送迎（緊急時）の場合の支給量については、5 ページを参照してください。）

※この支給量を超える場合は、重度訪問介護サービスを優先的に利用していただきます。



## ⑥ 変更申請

利用を始めた後で日数の変更をする場合は、申請書を障害福祉課へ提出してください。

障害福祉課で審査した後、適当であると認められる場合は変更決定後、受給者証を交付します。

## ⑦ 利用される事業所の変更

事業所を変更されたい場合は、利用を希望する事業所に連絡してください。障害福祉課への報告は不要です。また複数の事業所と同時に契約することも出来ます。

## ⑧ 受給者証の再交付

受給者証を紛失された方は再交付出来ますので、障害福祉課へご連絡ください。

5.地域生活支援事業受給者証

移動支援事業の利用には、市が交付する「地域生活支援事業受給者証」が必要となります。

| (三)                   |                     |          |                   | (二)     |        |                      |  | (一)          |          |        |        |               |           |          |  |
|-----------------------|---------------------|----------|-------------------|---------|--------|----------------------|--|--------------|----------|--------|--------|---------------|-----------|----------|--|
| 移動支援事業者記入欄            |                     |          |                   | 支給決定の内容 |        |                      |  | 地域生活支援事業受給者証 |          |        |        |               |           |          |  |
| 1                     | 事業者及びその事業所の名称       |          |                   | 移動支援    | 支給決定機関 | 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで |  |              | 受給者証番号   |        |        |               |           |          |  |
|                       | サービス内容              | 移動支援     | 事業者確認印            |         | 支給量等   | 身体介護を伴う 10時間/月       |  |              |          |        |        |               |           |          |  |
|                       | 契約支給量               | 月 時間 分   | 事業者確認印            |         |        | イ                    |  |              |          |        |        |               |           |          |  |
|                       | 契約日                 | 令和 年 月 日 |                   |         |        |                      |  |              |          |        |        |               |           |          |  |
|                       | 当該契約支給量によるサービス提供終了日 | 令和 年 月 日 |                   |         |        |                      |  |              |          |        |        |               |           |          |  |
| サービス提供終了月中の終了日までの既提供量 | 時間 分                |          | 支給決定機関            |         |        |                      |  |              |          | 受給者    | 居住地    | 宇部市常盤町一丁目7番1号 |           |          |  |
| 2                     | 事業者及びその事業所の名称       |          |                   | 日中一時支援  | 支給量等   | 見 本                  |  |              | フリガナ     |        | ウベ タロウ |               |           |          |  |
|                       | サービス内容              | 移動支援     | 事業者確認印            |         |        |                      |  |              | 氏 名      |        | 宇部 太郎  |               |           |          |  |
|                       | 契約支給量               | 月 時間 分   | 生年月日              |         |        |                      |  |              | 昭和〇年〇月〇日 |        |        |               |           |          |  |
|                       | 契約日                 | 令和 年 月 日 | フリガナ              |         |        |                      |  |              |          |        |        |               |           |          |  |
|                       | 当該契約支給量によるサービス提供終了日 | 令和 年 月 日 | 氏 名               |         |        |                      |  |              |          |        |        |               |           |          |  |
| サービス提供終了月中の終了日までの既提供量 | 時間 分                |          | 時支援               | 支給量等    | 工      |                      |  | 生年月日         |          |        |        |               |           |          |  |
| 3                     | 事業者及びその事業所の名称       |          |                   |         |        |                      |  | 利用者負担割合      | 10%      | 負担上限月額 | 4,600円 | 障害種別          | 身 知 精 難 児 |          |  |
|                       | サービス内容              | 移動支援     |                   |         |        |                      |  |              |          |        |        | 事業者確認印        | 交付年月日     | 令和〇年〇月〇日 |  |
|                       | 契約支給量               | 月 時間 分   |                   |         |        |                      |  |              |          |        |        | 支給市町村名及び印     | 宇部市長      |          |  |
|                       | 契約日                 | 令和 年 月 日 |                   |         |        |                      |  |              |          |        |        |               |           |          |  |
|                       | 当該契約支給量によるサービス提供終了日 | 令和 年 月 日 |                   |         |        |                      |  |              |          |        |        |               |           |          |  |
| サービス提供終了月中の終了日までの既提供量 | 時間 分                |          | 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 |         |        |                      |  |              |          |        |        |               |           |          |  |

- ア 利用障害者（児）氏名・生年月日  
移動支援事業を利用することができる方の氏名と生年月日が記載されます。
- イ 支給量等  
ひと月ごとに利用できる日数が記載されています。
- ウ 支給決定期間  
移動支援事業を利用することのできる期間が記載されています。
- エ 負担上限額  
ひと月あたりの利用者負担の上限額が記載されています。
- オ 移動支援事業者記入欄  
利用契約を締結後、事業所に記入してもらってください。  
尚、複数の事業所を利用する場合、契約日数の合計は支給決定量を超えても構いませんが、1ヶ月に利用する日数は支給決定量を超えないように注意してください。

## 6. 利用者負担

移動支援事業を利用した場合、利用した時間数に応じて、事業者へ地域生活支援給付費を支払う必要があります。

費用の対象となるのは、利用者に対して事業者が行った支援内容で、その費用のうち、市が9割を負担し、残りの1割を利用者が負担します。

ただし、利用者の負担軽減を図る観点から、サービス利用に伴って利用者が支払うひと月当たりの限度額を設けてます。これを「負担上限月額」といいます。

負担上限月額は下記の表のとおりです。

### <負担上限月額>

| 区 分  | 対 象                                     | 負担上限<br>月額 |
|------|-----------------------------------------|------------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯                                | 0 円        |
| 低所得  | 市民税非課税世帯                                |            |
| 一般 1 | 利用者が18歳未満かつ市民税課税世帯で、世帯の市民税所得割合計額が28万円未満 | 4,600 円    |
|      | 利用者が18歳以上かつ市民税課税世帯で、世帯の市民税所得割合計額が16万円未満 | 9,300 円    |
| 一般 2 | 一般 1 以外の市民税課税世帯                         | 37,200 円   |

※負担上限月額は、下記のとおり認定されます。

負担上限月額は、原則として年に一度、前年度の収入などにより認定を行うこととしています。

なお、年度途中で生活保護世帯になった場合や、婚姻・離婚等により世帯員の変更があった場合については、負担上限月額が変更となる場合があります。詳細については、障害福祉課へお問い合わせください。

## 7. 実施の方法等

- ① 移動の方法は原則として、徒歩又は公共交通機関（バス・電車・タクシー等）を利用します。

公共交通機関の利用料金は、利用者及び事業者分ともに別途実費負担となりますので、サービスを利用する前には、事業者との間で十分に確認を行ってください。

- ② 事業者が車を運転する場合は、運転中に利用者を介助することができないため、その時間帯は報酬算定の対象となりません。なお、要介助者の輸送には道路運送上の登録・許可（介護タクシー・福祉有償運送）が必要となります。

- ③ 移動支援の具体的な支援としては、「移動に伴う支援」として、移動の際の見守りや車への乗降や交通機関の利用補助等の支援を受けることができます。

また、「外出先での必要な支援」として、身体介護の必要な方は、排泄介助や食事介助、姿勢保持等の支援を受けることができます。ただし、ヘルパーが自分の食事をしている時間は、報酬算定の対象とはなりません。

## 8. 他のサービスとの違い・併用

外出の際の支援には、移動支援事業の他に「行動援護」、「重度訪問介護」、「同行援護」と呼ばれるサービスがあります。

| 名称   | 行動援護                                                   | 同行援護                                                        | 重度訪問介護                                             |
|------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 対象者  | 知的障害または精神障害により行動が困難で常に介護が必要である方                        | 視覚障害により移動が著しく困難で、外出に際し同行が必要である方                             | 重度の肢体不自由により常に介護が必要である方                             |
| 主な内容 | 行動する際に生じる危険を回避するための必要な援護や、外出時における移動の介護、排泄及び食事の介護などを行う。 | 移動時及びそれに伴う外出先における視覚情報の支援（代筆、代読含む）、移動の援護、排せつ・食事の介護等必要な援助を行う。 | 自宅における入浴や排せつなどの介護、調理や洗濯などの家事、外出時における移動中の介護を総合的に行う。 |

いずれのサービスも、移動に係る一連の支援を行うことのできるサービスですが、それぞれ対象としている障害の内容などが異なることから、併用することはできません。

（原則として「行動援護」「重度訪問介護」「同行援護」などの障害福祉サービスの利用要件を満たす方は、障害福祉サービスの決定になります。）

### ○ 介護保険の対象となる方について

移動支援は介護保険にはないサービスであることから、対象となる障害の要件を満たす限り、介護保険サービスの利用者であっても利用することが可能です。

ただし、通院や公共機関への手続きなど、介護保険サービスの利用が妥当と判断されるものについては、介護保険サービスを利用してください。

くわしいことは、障害福祉課にご相談ください。

## 【移動支援Q & A】

### ■ 対象者について

#### 1 移動支援は何歳から利用できますか。

年齢に制限はありません。障害があることにより、屋外での移動が難しい方で、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動、社会参加に係る外出の支援を必要とする場合であれば、移動支援を利用することができます。

ただし、移動支援は、障害のある方本人に対する外出での支援のためのサービスであり、保護者のレスパイト（休息）や未就学児に対する見守り（子守り）などの子育て支援を目的とした内容には利用することができません。

また、障害の有無にかかわらず、保護者が本来連れて行くべき児童の外出について、移動支援を利用することは適当ではありません。

#### 2 障害者手帳を持っていなくても、移動支援を利用できますか。

通常は障害者手帳、特定疾病受給者証、自立支援医療受給者証を提示していただくことにより確認を行いますが、いずれも所持されていない方のうち、精神障害のある方、難病のある方については、医師の診断書又は意見書が必要となります。

### ■ 手続きや費用について

#### 1 相談窓口を教えてください。

障害福祉課で相談、手続きを受け付けています。また、市内で移動支援を行っている事業者にも直接相談することもできます。（事業者一覧は、窓口や宇部市ウェブサイトなどで配布しています。）相談された結果、実際にサービスの利用を希望される方は、障害福祉課の窓口に申請をしていただくことになります。

#### 2 地域生活支援事業受給者証に記載されている「身体介護伴う」と「身体介護伴わない」の違いは何ですか。

「身体介護伴う」と「身体介護伴わない」は、サービスを利用した場合の費用（利用料）の区分です。

身体障害や行動障害によって、移動や食事、排せつなどの行為に一定以上の支援の必要性が認められる状態の方は、「身体介護を伴う移動支援」として、ヘルパーを利用することができます。

一方で、身体介護の必要性が低い方については、「身体介護を伴わない移動支援」として、ヘルパーを利用することとなります。

「身体介護伴う」と認定された方は、支援の頻度がより多い（介助の困難性がより高い）として、介護にかかる費用もその分、高くなります。

なお、「身体介護伴う」とは、実際に身体に触れて介護することを意味するのではなく、「身体介護の必要性が高く、介護や支援が多く発生する」ことを指しています。

「身体介護伴わない」の場合であっても、手をとって移動したりするなど、身体に触れての支援を受けることができますので、「身体介護伴う・伴わない」によって実際に提供するサービスの内容が決められることはありません。

### 3 「身体介護を伴う場合」の対象とはどういう方ですか。

次の①～⑤のいずれか1つ以上に認定される方が対象です。

①歩行：「全面支援」②移乗：「見守り等」、「部分支援」、「全面支援」

③排尿：「部分支援」、「全面支援」④排便：「部分支援」、「全面支援」

⑤移動：「見守り等」、「部分支援」、「全面支援」

※地域生活支援給付の認定調査項目と自立支援給付の障害支援区分認定調査項目の関連表より判定

### 4 「利用者負担額」以外に必要な費用はありますか。

ヘルパーと一緒に公共交通機関を利用した場合や、映画館、コンサート会場などに入場した場合、原則としてヘルパー分の費用はすべて利用者が負担することとなっています。くわしいことは、事業者にお問い合わせください。

### 5 急に本人の体調が悪くなり、移動支援の利用をキャンセルすることになりました。キャンセル料はかかりますか。

事業者によっては、キャンセル料が発生する場合があります。くわしいことは事業者までお問い合わせください。

※この場合、外出する予定で、外出のために着替え、準備、排泄等の介助をヘルパーが行った時間については、移動支援として算定の対象となります。

## ■ サービス内容について

- 1 施設や学校の行事に参加するときに、移動支援事業を利用して送迎又は行事の付添いをすることは可能ですか。

施設や学校の行事は施設や学校の主催であり、その間必要な支援については施設や学校の責任で行うべきで、移動支援事業の算定の対象とは認められません。

- 2 家族会又は保護者会やPTAが主催する行事に、移動支援事業を利用できますか。

施設や学校が行う行事とは別のものであり、社会参加の一環として認められます。

- 3 所属する団体の会議に出席する場合、移動支援を利用することはできますか。

団体における経済活動を目的とした外出でなければ、利用することができます。

※経済活動とは・・・セールス・訪問販売に類するもの、講演会等の講師で謝金を伴うもの、営利活動を伴うものなどが考えられます。

- 4 同行援護を利用していますが、移動支援も利用することができますか。

同行援護などの障害福祉サービスが使える場合はそちらが優先となります。障害福祉サービスが利用できない場合は移動支援の利用ができます。

- 5 病院内の付き添いに移動支援を利用することはできますか。

病院内の付き添いに移動支援の利用はできません。障害福祉サービスの居宅介護（通院等介助）で利用してください。

- 6 入院中の外出に移動支援が利用できないのは、なぜですか。

入院中は、外出であっても病院に支援の責任があるため、移動支援の対象とはしていません。

また、入院時及び退院時の自宅と病院との間の移動については、障害福祉サービスの居宅介護（通院等介助）での利用となります。



7 市外に行く場合も移動支援の対象になりますか。

1日の範囲内で用事が終わるものであれば、利用時間や距離、回数に関係なく利用できます。

8 各種教室への参加について、移動支援の利用が可能とされていますが、運動教室を利用する場合の介助にも移動支援を利用することはできますか。

各種教室（習い事）や運動教室の利用において、自宅と目的地である教室までの移動、目的地での介助（着替え・排泄・食事）については、移動支援の対象となります。

ただし、各種教室（運動教室も含む）の中で行われる指導や補助は、教室の指導員としての業務（責任）であり、ヘルパーとしての業務（責任）ではないために利用の対象にはなりません。

9 映画館やコンサート会場の中においても移動支援を利用することができますか。

自宅から映画館までの移動や映画館やコンサート会場内での介助（トイレへの誘導や健康状態の確認、常時の見守りが必要な方への見守り行為）については、移動支援として介助を受けることができます。

※この場合、映画館内などにおいて、介助の必要性がない時間（特に介助が発生しない場合の待機時間など）については、移動支援の助成対象時間として算定できません。

10 ハイキングやジョギング、マラソン、サッカー観戦に移動支援を利用することはできますか。

ハイキングなど余暇活動に対する支援としてヘルパーとしての業務の範囲内であれば、移動や外出先での介助については、移動支援の対象となります。

ジョギングやマラソンの付き添い（伴走）については、運動の負担が伴い、ヘルパーの通常業務の範囲を超えるため、利用の対象とはなりません。

※サッカー観戦は余暇活動としては認められますが、観戦中の時間算定については、映画館等の利用時と同様の扱いとなります。

1 1 ヘルパーと一緒に自転車を使って移動する場合は、移動支援の対象になりますか。

一緒に自転車で目的地まで移動する場合、自転車に乗っているときはヘルパーによる介助を受けていないことになるため、移動支援の対象とはしていません。ヘルパーが車を運転して目的地まで送迎する場合も、ヘルパーが車を運転している時間はヘルパーによる介助を受けていないこととなりますので、移動支援の対象としてはいません。また、タクシーを利用する場合についても、乗車中に特に介助を要しない場合は、同様です。

1 2 1 人のヘルパーでは対応が難しい方の場合、複数のヘルパーで対応してもらうことはできますか。

次の条件を満たす場合は、複数（2 人）のヘルパーによる支援が受けられます。

＜条件＞

- 利用者本人の身体的理由により、1 人の介護者による介護が困難と認められる場合
- 他害等の行為が著しく見られる場合
- その他、障害者等の状況から判断して、上記の記載内容に準ずると認められる場合

ヘルパー 2 人派遣は、1 つの事業者が 2 人のヘルパーを派遣することとなっています。派遣を受ける時間や介助の内容について、あらかじめ事業者と十分に調整した上でご利用ください。

1 3 保護者 1 人では、どうしても介助ができない場合、ヘルパーに手伝ってもらいたいのですが、このような利用はできますか。

複数による支援が必要とされる方の場合は、質問のようなケースもヘルパー利用ができます。

※この場合、実際にヘルパーが介助を行った時間により利用時間を算定することとなります。

- 1 4 車の運転は保護者が行いますが、保護者1人では介助できません。ヘルパーに同乗して介助を行ってほしいのですが、移動支援のヘルパーを利用することはできますか。

家族を含めた複数人による支援が必要とされるケースについては、移動支援の対象としています。

ただし、保護者による支援が可能である場合や、保護者の介助放棄を理由とするものについては、対象としていません。

- 1 5 市外にある事業者の移動支援を利用することはできますか。

あらかじめ宇部市に登録している事業者であれば、その事業者による移動支援を利用することができます。

- 1 6 家族がヘルパーとして移動支援を行うことはできますか。

できません。(家族とは、一般的に同居している親、兄弟・姉妹、配偶者をいいます。)

- 1 7 短期入所の行き帰り、また、短期入所中の外出において移動支援事業が利用できますか。

短期入所利用者における送迎は基本的には短期入所事業者の業務となりますので、原則移動支援をご利用になれません。ただし、予め送迎予定であった家族等が、入院等の理由により送迎することが困難となった場合については、障害福祉課へご相談の上、例外的に可能と認められる場合があります。

## ■ 通学・通所について

- 1 通学や通所に付き添いができないのですが、移動支援を利用できますか。

通学や通所については、「通年かつ長期にわたる外出」に該当するため利用できません。ただし、普段送迎を行っている保護者等が病気などにより一時的に送迎ができなくなった場合は、通学に関しては一定期間利用できます。通勤に関してはその場合でも利用できません。

## ■ 支給決定の変更について

### 1 利用できる時間数の変更はできますか。

時間数の変更には申請が必要となります。

くわしいことは、障害福祉課の窓口にご相談ください。

### 2 「申請者の申請に基づき、60時間以内で必要であると認める時間数を支給」とありますが、60時間を超えた時間数の決定を受けることはできますか。

「月60時間以内」とは、限りある社会資源（市の予算やサービスを提供できる事業者の数・ヘルパーの数など）を全ての方に広く利用してもらうために設けた基準です。

ただし、真に必要となる理由により60時間以上の利用を希望する方については、障害福祉課の調査員による聞き取りや障害福祉サービスを併用している場合はサービス利用計画案や個別支援計画書等をもとに、申請のあった時間数のうち社会生活を営む上で必要不可欠であると認められた内容について時間数の変更ができます。

### 3 決定を受けた時間数よりも多く使ってしまった場合、追加で時間数を増やしてもらうことはできますか。

移動支援は、計画的な利用を前提として、本人に対する支援を行うサービスです。決定された時間数を超えて、移動支援を使ってしまった場合、遡って時間数を増やすことはできません。

超過した時間の利用に係る費用については、全額が自己負担となりますので十分にご注意ください。

### 4 普段の生活で介助している者が入院により不在となりました。このような場合、時間数を増やしてもらうことはできますか。

保護者など、主な介助者が入院などによって不在となってしまう場合は、その方に代わる方法として移動支援を使うことができます。

また、時間数が不足する場合には、必要とされる内容と時間数に変更することができます。ただし、長期においてそのような状態が続くことが予想される場合は、短期入所や施設入所など、別のサービスの利用検討を含め、障害福祉課の窓口にご相談ください。



【お問い合わせ先】  
宇部市障害福祉課  
電話 34-8523  
FAX 22-6052